

## 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 [H12(2000).12]

### 第1条(目的)

人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的。

### 第5条(地方公共団体の責務)

国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### 第7条(基本計画の策定)

国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

## 人権教育・啓発に関する基本計画(第二次) [R7(2025).6]

- ・第一次計画策定後の社会経済情勢の変化と国際的潮流の動向
- ・人権教育・啓発の意義・目的
- ・人権教育・啓発の基本的在り方
- ・人権教育・啓発の推進方策
  - 1 人権一般の普遍的な視点からの取組
  - 2 各人権課題に対する取組
    - (1)課題横断的な人権課題に対する取組
    - (2)各人権課題に対する取組
  - 3 人権に関わりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等
  - 4 総合的かつ効果的な推進体制等
- ・計画の推進

## 大阪府人権尊重の社会づくり条例 [H10(1998).10/R1(2019).10改正]

### 第1条(目的)

**全ての人の人権が尊重される豊かな社会の実現を図ることを目的。**

### 第2条(府の責務)

- ・人権施策の積極的な推進。
- ・人権尊重の社会づくりを積極的に推進するための体制整備(国や市町村との連絡調整、市町村・事業者・府民との協働)

### 第5条(基本方針の策定)

**人権施策を総合的に推進するために必要な事項を定めた基本方針を策定。**

## 大阪府人権施策推進基本方針 [H13(2001).3/R3(2021).12変更]

### <基本理念>

**社会づくり条例第1条の、人権尊重社会の実現。**

### <人権施策の基本方向>

- ・人権意識の高揚を図るための施策
- ・人権擁護に資する施策

### <推進にあたって>

**基本方向に沿った人権施策を着実に推進するため、具体的な推進計画を策定し、適切な進捗管理を行う。**

## 人権教育のための国連10年大阪府行動計画 [H9(1997).3/H13(2001).3「後期行動計画」に改定]

成果と課題を継承

## 大阪府人権教育推進計画 [H17(2005).3/H27(2015).3、R4(2022).9改定 ※H30(2018)・R3(2021)点検]

基本方針が示す、「人権意識の高揚を図るための施策」に係る基本方向に沿った施策を着実に推進するための計画。

- ・人権教育の推進
- ・人権教育に取り組む指導者の養成
- ・府民の主体的な人権教育に関する活動の促進
- ・人権教育に関する情報収集・提供機能の充実